

1. はじめに

いじめは、その人の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

本方針は「いじめ防止対策推進法」に基づき、沖縄県立南部工業高等学校において定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 本校におけるいじめ防止等のための方針

(1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識のもといじめのない学校を目指し、いじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を継続しながら、教育相談活動、校内体制の充実と全教育活動を通じた安心安全な学校づくりを積極的に推進する。

(2) 学校行事・HR活動・生徒会活動及び部活動を通して個々の生徒の居場所づくりや感動体験の場としての学校教育の充実を図り、心身ともにたくましく、他者を敬い公共のために尽くす生徒を育成する。

(3) 家庭・地域・関係諸機関と連携し、いじめられている子を最後まで守りぬく。

4. 具体的ないじめの態様（例）

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○身体や動作について不快なことを言われる。

○存在を否定される。

②仲間はずれ、集団による無視をされる。

○対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。

○席を離される。

③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○殴られる、蹴られるが繰り返される。

○遊びと称して対象の子が技をかけられる

④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

○脅され、お金を取られる。

○靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○大勢の前で衣服を脱がされる。

○教師や大人に対して暴言を吐かせられる。

⑥パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

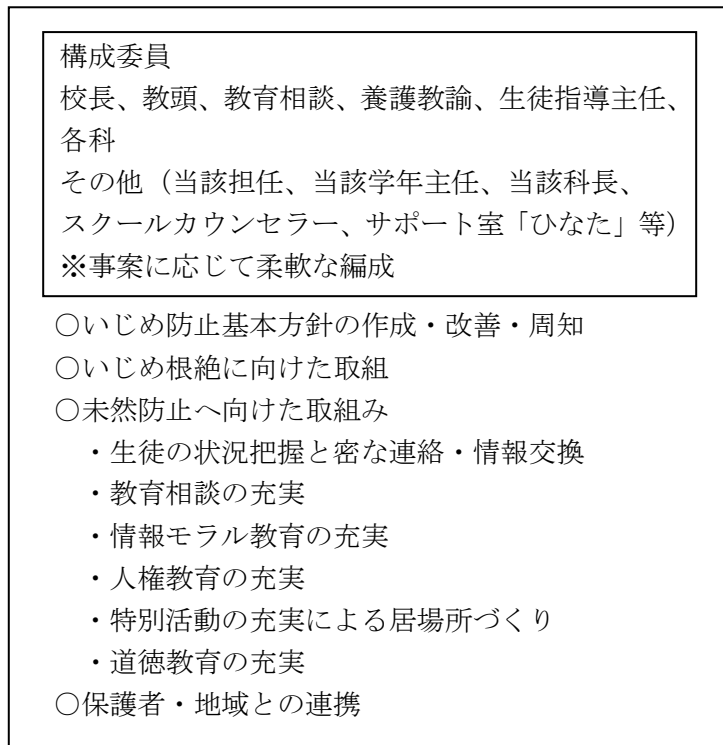
○パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。

○SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

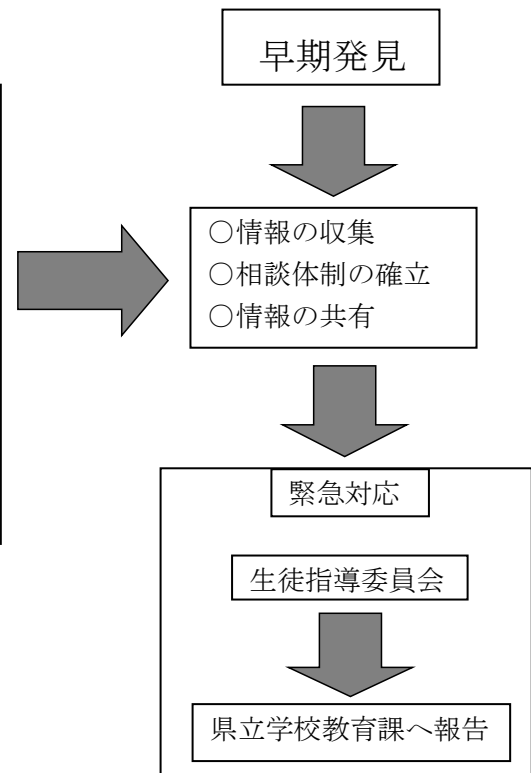
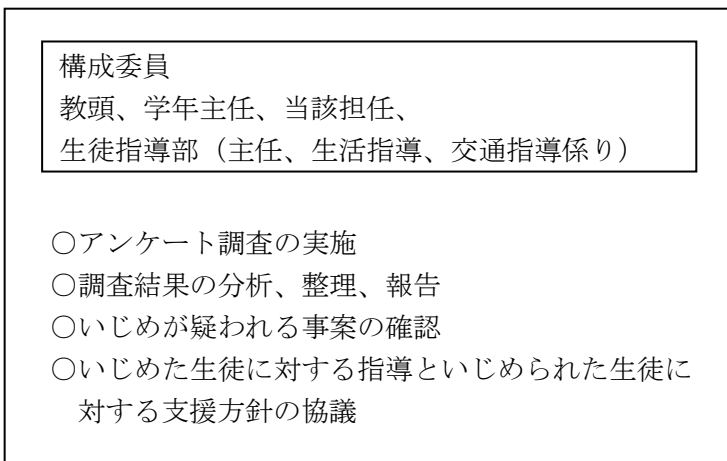
5. いじめ防止の組織、・指導体制

(1) 組織

●いじめ防止対策委員会

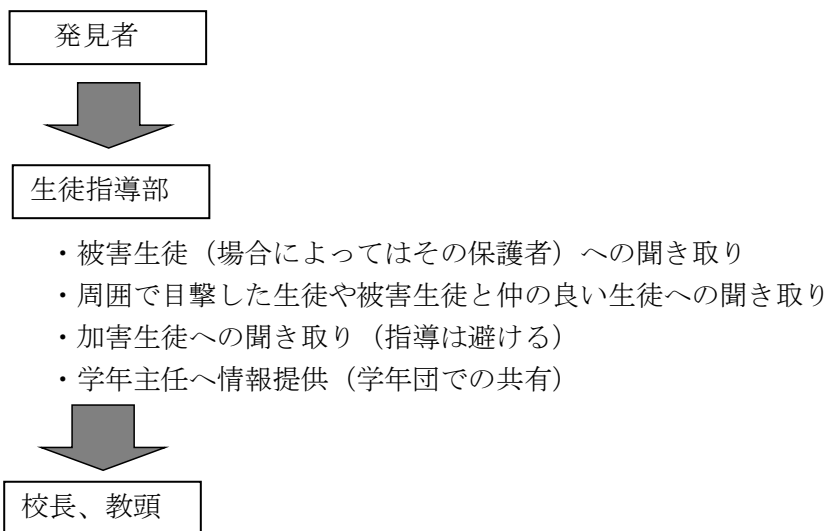


●生徒指導委員会構成委員

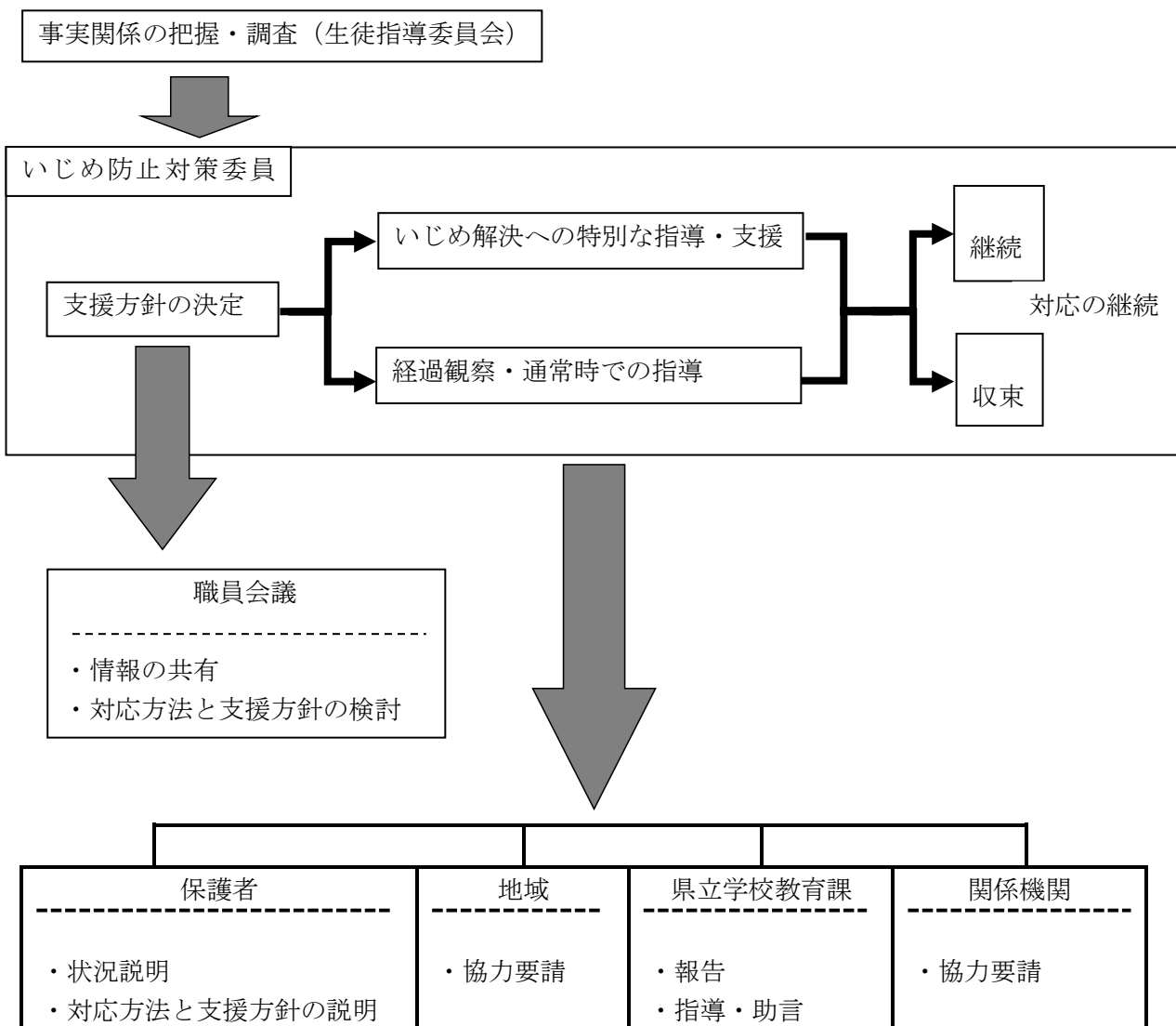


(2) 指導体制

①いじめの認知



②対応の手順



5. いじめの防止について

(1) 未然防止のための取組

①生徒の状況把握

- 個別の教育支援
- 一人一人に応じた授業づくり
- 自らの生命を大切にする指導

②特別活動、HR活動の充実

- 人権意識の理解・啓発
- ホームルーム活動を通し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える望ましい人間関係づくり
- 係活動の充実や学校行事への積極的な参加
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団作り

③教育相談の充実

- 担任による教育相談
- 教育相談担当者、スクールカウンセラー、サポート室「ひなた」による教育相談

④情報モラル教育の充実

- 情報モラル教育の推進
- 情報モラル教育充実のために保護者への理解を求める

⑤保護者、地域、関係機関との連携

- 学校公開の実施
- 関係機関との連絡体制の構築
- PTAや学校評議員会での説明・協力要請

(2) 早期発見のための取組み

①情報の収集

- 教職員の観察からの気付き
- 養護教諭からの情報
- 生徒からの相談・訴え
- 複数回の面談やアンケートの実施により生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 各種調査を通していじめの実態把握に取り組む。

②教育相談体制の確立

- 相談体制の確立及び周知

③情報の共有

- 情報の整理・分析
- 教職員への情報提供
 - ・職員会議での情報共有
 - ・HR担任と各教科担当職員との連携による対象生徒の状況観察
 - ・進級時の引き継ぎ

(3) いじめへの措置について

①生徒への対応

○いじめられている生徒への対応と支援

- ・徹底して守り通すことを伝え、具体的支援内容を示し、不安を除去し安全・安心を確保する。
- ・親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制を築くことで心のケアをする。
- ・状況に応じて、教育相談等による面談やメンタルケアを継続して行う。

○いじめている生徒への対応

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・必要に応じて別室指導、自宅謹慎や停学等を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・必要に応じて警察署等とも連携して対応する。

②関係集団への対応

○自分の問題として捉えられるようにする。

○いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

○はやし立てる、傍観するなどの行為もいじめに加担する行為であることを理解させる。

○望ましい人間関係づくりに努め、集団の一員として自助、共助、公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高められるようにする。

○自己有用感が味わえる集団づくりに努め、好ましい集団生活が送れるよう支援する。

③保護者への対応

○いじめられている生徒の保護者に対して

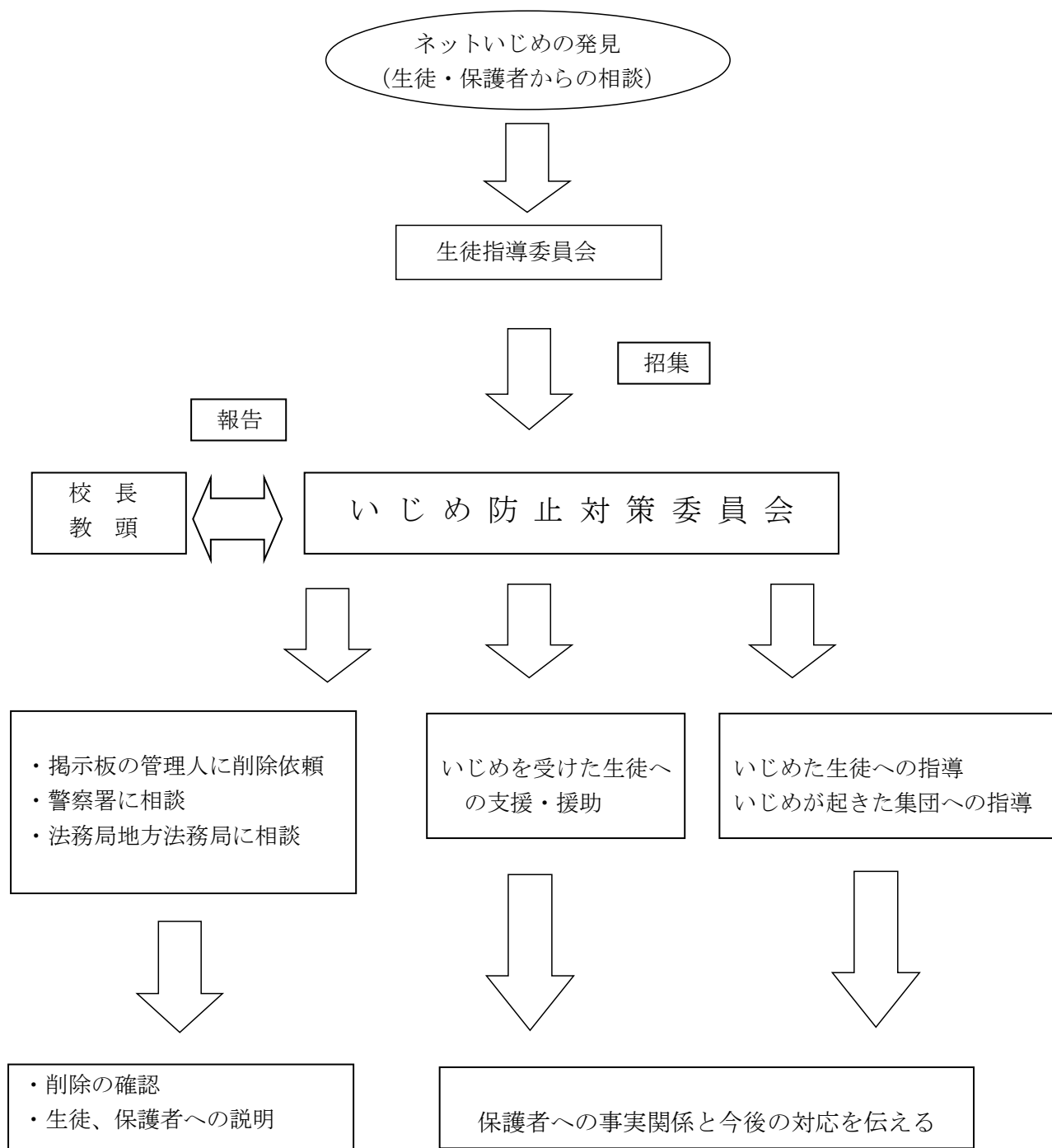
- ・いじめの事実を正確に伝える
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- ・家庭と学校との連絡体制を密にする。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・状況に応じて、教育相談等による面談やメンタルケアを継続して行う。

○いじめている生徒の保護者に対して

- ・迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の指導法、学校との連携について話しあう。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・行動が変わるよう教職員として努力していくよう伝える。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

④ネット上のいじめへの対応

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対応する。
また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署へ通報する。

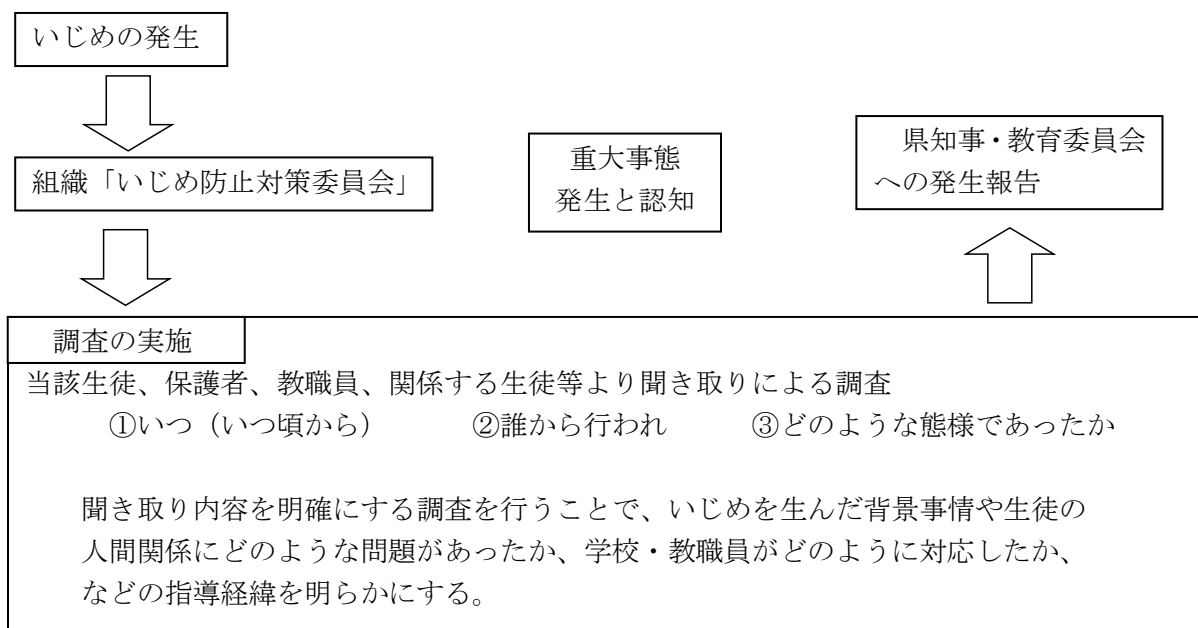


6. 重大事態への対処

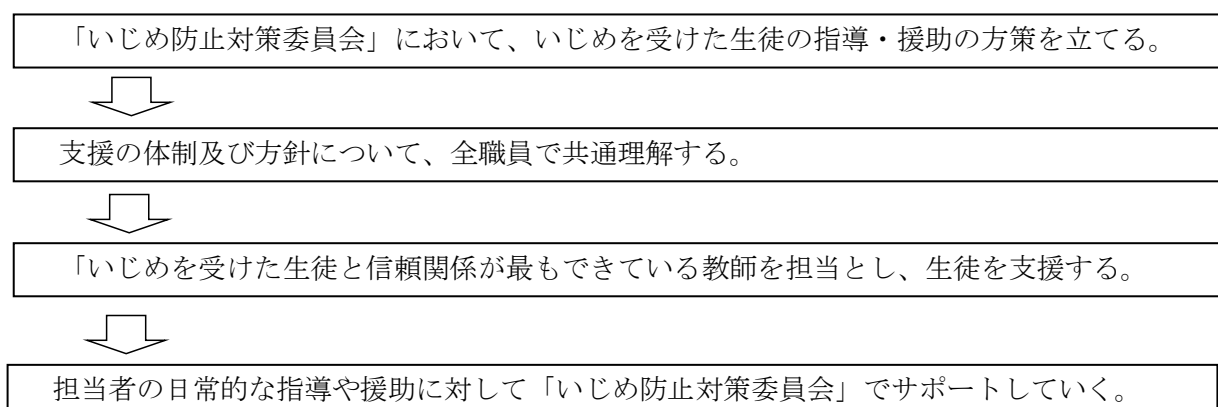
(1) 重大事態とは、下記の場合をいう

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 「いじめにより」とは、上記①、②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

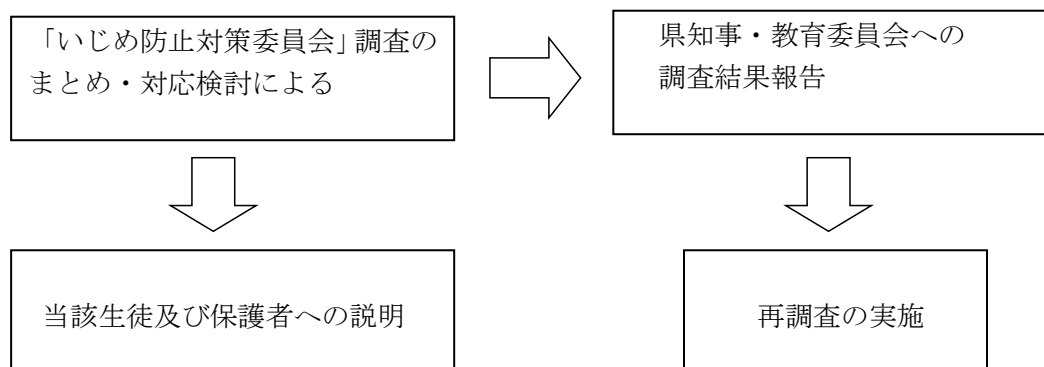
(2) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること）



(3) 対応の手順



(4) 調査結果の提供及び報告



7. PTA及び関係機関等との連携について

(1) PTAとの連携

- いじめ問題に対する学校の認識や対応方針などを周知
- 協力と情報提供の依頼
- いじめや暴力問題等発生時におけるいじめられる側への支援、いじめる側への指導方針を明らかにする。

(2) 県立学校教育課との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(3) 警察・少年サポートセンターとの連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(4) 児童相談所や福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活環境の状況把握

(5) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

8. 年間計画

学期	月	取 組 み	対 象
一 学 期	4	始業式 いじめ防止・対策委員会 ・いじめ防止基本方針の確認	教職員
	5	全校集会	教職員
	6	三者面談	保護者
	7	終業式 いじめ実態アンケート 全校集会	教職員 教職員
	8	いじめ防止・対策委員会 いじめに関する校内研修	教職員 教職員
二 学 期	9	始業式 全校集会 PTA 朝の校門指導	教職員 保護者
	10	全校集会	教職員
	11	暴力・いじめ防止講話	外部機関
	12	終業式 全校集会 いじめ実態アンケート	教職員 教職員
三 学 期	1	始業式 全校集会 PTA 朝の校門指導	教職員 保護者
	2	いじめ防止・対策委員会	教職員
	3	修了式 全校集会	教職員